

こころの鈴 通信

No.5
小学生版



じどう
児童のみなさんへ

「つらいな…」「かなしいな…」と思うことの中には、『子どもの権利』が守られていないことがあります。

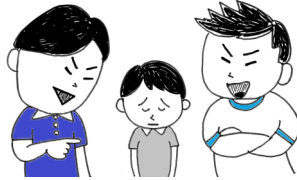
すこしゆうきを出して『こころの鈴』に相談してみませんか。

ひみつ かならず 守ります。

たとえば、こんなことで悩んでいたら…

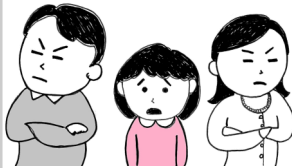
がっこう
学校で…

- 仲間はずれやいじめ
- 先生のこと、友だちのこと
- 学校に行けない



かてい
家庭で…

- 家でつらいこと、嫌なこと
- 家族には話せないこと
- かなしいこと



ならい こと
習い事で…

- おこられること
- 先生や、コーチのこと

だいじょうぶ あんしん
もう大丈夫！安心できたよ

こま
困ったことがあれば、また相談してください。

相談が終わっても、必要があれば見守ります。



でんわ
電話で・メールで・会って…

そうだん
相談する

どんなことでも、まずは相談してみましょう。



いっしょ かんが
一緒に考える

あなたの気持ちや意見をじっくり聴いて、一番よい方法を一緒に考えます。



しら ぎょうりょく
調べる・協力依頼

解決に向けて関係する人や機関に話を聞いたり、協力やお願いをします。あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。



ようせい いけんひょうめい
要請・意見表明

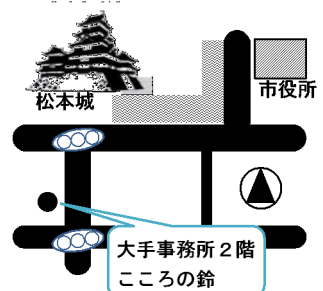
関係する機関などに改善要請や意見表明をすることができます。



子どものための
相談室

子どもの権利相談室 『こころの鈴』

- 受付時間 月～木・土曜日 午後1時～6時 / 金曜日 午後1時～8時
- 電話で相談 ☎0120-200-195 (フリーダイヤル)
- メールで相談 kodomo-s@city.matsumoto.nagano.jp
- 会って相談 松本市大手3-8-13 松本市役所大手事務所2階 までお越しください。希望により、相談員が出かけることもできますので、ご相談ください。



まつもとしやくしょ いくせいかに まつもとしこ けんり かん じょうれい い か ないよう かい わ こうないほうそう
松本市役所こども育成課より「松本市子どもの権利に関する条例」について以下の内容を3回に分けて校内放送
しました。「子どもの権利」について考えてみましょう。

第1回目

きょう つく まつもとしこ けんり かん じょうれい し なか こ
今日は、みなさんのために作った「松本市子どもの権利に関する条例」という市のきまりの中から、「子どもにやさ
しいまちづくり」についてお話します。

まつもとし じぶん せいかつ こ もくひょう つぎ
松本市は、みなさんが、自分らしくのびのびと生活できるために、「子どもにやさしいまち」をめざしています。目標は次の6
つです。

- 1 どの子どもいのちと健康が守られ、本来もっている生きる力を高めながら、社会の一員として成長できるまち
- 2 どの子ども愛され、大切に育まれ、認められ、家庭や学校、地域などで安心して生きることができるまち
- 3 どの子ども松本の豊かな美しい自然と文化のなかで、のびのびと育つまち
- 4 どの子ども地域のつながりのなかで、遊び、学び、活動することができるまち
- 5 どの子ども自由に学び、そのための情報得られ、支援が受けられ、自分の考えや意見を表現でき、尊重されるまち
- 6 どの子どもいろいろなことに挑戦し、例えば失敗しても再挑戦できるまち

まつもとし もくひょう
松本市は、これらを目標に、子どもにやさしいまちづくりをめざしています。

さて、11月20日は「子どもの権利の日」です。

わたしたちは、みなさんや大人のみなさんが「子どもの権利」について関心を持ってもらえるような取り組みをしています。

第2回目

きょう けんり はな
今日は、「子どもの権利」についてお話します。

こ けんり せいちょう たいせつ
子どもの権利は、みなさんが成長するために、大切なものです。

にほん せかい くにくに けんり かん じょうやく むす こ さべつ う あんしん い やくそく
日本は、世界の国々と「子どもの権利」に関して条約を結び、子どもが差別を受けることなく、安心して生きることを約束して
います。

にんげん たいせつ ほんざい ちがひ
子どもは、一人の人間として大切にされる、かけがえのない存在です。一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められ、
ぎやくたい さいがい まも かん かん じゆう ひょうげん じぶん
虐待やいじめ、災害などから守られます。また、感じたこと、考えたことを自由に表現することができ、自分にかかわるさまざま
な場に参加することができます。

こ けんり たいせつ ほか ひと けんり かんが こ こ よりよい
さらに、子どもは、自分の権利が大切にされ、他の人の権利も考えることで、子どもどうしや、子どもとおとなのより良い
かんけい
関係をつくることができるようになります。

まつもと ゆた う しぜん あい ひと
松本には、豊かで美しい自然と、ふるさとを愛する人たちがいます。

第3回目

きょう けんり まも はな
今日は、「子どもの権利を守ること」についてお話します。

わたしたちが、大切にしているみなさんの権利は次の4つです。

- 1 自分が大切な存在であると感じ、健康に成長できること
- 2 虐待、いじめを受けないこと
- 3 一人ひとりの違いを「自分らしさ」として認められること
- 4 遊びや学びをとおして仲間づくりをし、社会に参加すること です。

でも、もし、ふだんの生活の中で、「つらいな」「かなしいな」と感じるものがあつたら、一人で悩まず、お父さんお母さん、先
生、友だちに相談をしてみましょう。

こま とき けんりそうだんしつ すず そうだん すず そうだんしつ
そして困った時には、子どもの権利相談室「こころの鈴」に相談してください。「こころの鈴」は、子どものための相談室です

すず きも たいせつ はなし ひみつ まも なまえ がっこうめい い
「こころの鈴」では、みなさんの気持ちを大切に、話をききます。秘密はかならず守ります。名前や学校名は言わなくて
だいじょうぶ いっしょ かんが
大丈夫です。みなさんと一緒に、これからどうしていけばよいかを考えていきます。

そうだん ほうほう がっこう はいふ すず つうしん うち かた よ
相談の方法は、学校から配布される「こころの鈴 通信」をお家の方と読んでください。

けんり けんり はつかんよてい けんり がくしゅう らん
また、「子どもの権利」については、12月に発刊予定の「子どもの権利 学習パンフレット」をご覧ください。